

○越谷市特別職報酬等審議会条例

昭和39年7月24日

条例第24号

改正 昭和46年7月1日条例第26号

昭和47年10月1日条例第25号

昭和48年12月25日条例第48号

平成3年5月8日条例第15号

平成11年12月28日条例第31号

平成12年12月28日条例第45号

平成17年12月27日条例第58号

平成19年3月30日条例第3号

平成20年9月25日条例第26号

平成22年3月23日条例第4号

平成22年12月22日条例第33号

平成25年2月27日条例第1号

平成30年12月21日条例第65号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため越谷市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会への諮問)

第2条 市長は、毎年、議会の議員の議員報酬及び政務活動費の額、非常勤の特別職の報酬の額並びに市長、副市長、教育長及び常勤監査委員の給料の額（以下「議員報酬等の額」という。）について審議会の意見を聴くものとする。

2 市長は、議員報酬等の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員15人以内をもつて組織し、その委員は、越谷市の区域内の公共的団体等の代表者、その他住民のうちから市長が任命する。

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務部人事課において処理する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和46年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年条例第48号) 抄

この条例は、昭和49年1月1日から施行する。

附 則（平成 3 年条例第 1 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 1 年条例第 3 1 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 2 年条例第 4 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 7 年条例第 5 8 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 9 年条例第 3 号）

この条例は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 0 年条例第 2 6 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 2 年条例第 4 号）

この条例は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 2 年条例第 3 3 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 5 年条例第 1 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 5 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 0 年条例第 6 5 号）

この条例は、平成 3 1 年 1 月 1 日から施行する。